新発田市男女共同参画推進条例

平成２７年３月１２日
条例第２号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第８条）
第２章　男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第９条・第１０条）
第３章　男女共同参画の推進に関する施策等（第１１条―第２５条）
第４章　相談窓口及び苦情処理（第２６条・第２７条）
第５章　新発田市男女共同参画審議会（第２８条）
第６章　雑則（第２９条）
附則

我が国では、個人の尊重と法の下の平等をうたう日本国憲法の下、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准を始めとする国際社会の動きとも連動しながら、男女共同参画社会基本法の制定など男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきました。

新発田市においても、「しばた男女共同参画推進プラン」を策定し、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、男女が家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において対等な立場で、責任を担いながら、その個性と能力を十分に発揮し、多様な生き方が選択できる男女共同参画社会の実現に向けて種々の取組を推進してきました。

しかしながら、今日もなお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく男女が平等とはいえない社会制度や慣行などが存在しており、男女共同参画の推進を阻害する多くの課題を克服していかなければなりません。

ここに、市はもとより、市民や事業者、市民団体、教育に携わる者の責務を明らかにし、世代を越えて男女共同参画に関する理念や価値観を共有しながら、それぞれが協働し、男女が平等な社会を実現するため、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に実施し、もって男女が平等な社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

⑵　市民　市内に居住し、勤務し、又は在学する個人をいう。

⑶　事業者　市内において事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。

⑷　市民団体　市内において自発的な社会活動を行う非営利の団体をいう。

⑸　教育に携わる者　市内において学校教育、社会教育、家庭教育その他の教育に携わる者をいう。

⑹　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）　やりがい又は充実感を感じながら働き、仕事、家庭生活、地域生活等において子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じた多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。

⑺　積極的改善措置　社会のあらゆる分野での活動における男女間の格差を是正するため、男女のいずれか一方に対し、当該活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

⑻　セクシュアル・ハラスメント　性的な言動により相手方を不快にさせること及び性的な言動に対する相手方の対応を理由として当該相手方に不利益を与えることをいう。

⑼　ドメスティック・バイオレンス　配偶者等の親密な関係にある者（過去において親密な関係にあったものを含む。）への身体的又は精神的苦痛を与えるような暴力的行為をいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

⑴　男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと及び男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

⑵　性別による固定的な役割分担に基づく社会制度又は慣行が改善され、全ての人が社会活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること。

⑶　男女が、性別にかかわりなく能力を高め、対等な構成員として社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。

⑷　男女の相互協力及び社会の支援の下、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が尊重されること。

⑸　男女が互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する互いの意思が尊重され、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

⑹　男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを理解し、国際的な協調の下で行われること。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっと

り、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

２　市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するに当たり、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者と協働し、並びに国及び他の地方公共団体と連携して、取り組まなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画の理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

２　市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女が性別にとらわれることなく、その能力を発揮できるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　事業者は、その雇用する労働者がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図ることのできる職場環境を整備するよう努めなければならない。

３　事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市民団体の責務）

第７条　市民団体は、基本理念にのっとり、その活動に関して、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

２　市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育に携わる者の責務）

第８条　教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を認識し、基本理念にのっとり、家庭、地域等との連携を図りながら、男女共

同参画の推進に努めなければならない。
２　教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第２章　男女共同参画を阻害する行為の禁止等

（性別による権利侵害等の禁止）
第９条　何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。
２　何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントその他男女の人権を侵害する行為を行ってはならない。
３　何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

（表現上の留意事項）
第１０条　何人も、広く市民、事業者、市民団体又は教育に携わる者に提供する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。
⑴　性別による固定的な役割分担意識を肯定し、助長し、又は連想させる表現
⑵　セクシュアル・ハラスメントその他男女の人権を侵害する行為を肯定し、助長し、又は連想させる表現
⑶　ドメスティック・バイオレンスを肯定し、助長し、又は連想させる表現
⑷　過度の性的な表現
⑸　性に基づく偏見を肯定し、又は助長する表現

第３章　男女共同参画の推進に関する施策等

（基本計画）
第１１条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
２　市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ新発田市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者、市民団体及び教育に携

わる者の意見を反映させるものとする。

３　市長は､基本計画を策定したときは､速やかにこれを公表するものとする。

４　前２項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第１２条　市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に配慮するものとする。

（推進体制等）

第１３条　市は、男女共同参画の推進に関する施策を計画的に進めるために、必要な体制を整備するものとする。

２　市は、男女共同参画の推進に関する施策を進めるために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（附属機関等における委員の構成等）

第１４条　市は、附属機関等の委員を委嘱し、又は任命するときは、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

（活動拠点）

第１５条　市は、男女共同参画の推進のための活動拠点の充実に努めるものとする。

（人材の育成）

第１６条　市は、男女共同参画の推進のための人材の育成に努めるとともに、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者の人材の育成を支援するため、学習機会の提供、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（市民等の理解を深めるための措置）

第１７条　市は、男女共同参画の推進について、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者の理解を深めるため、啓発、広報、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の活動への支援）

第１８条　市は、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者が男女共同参画

の推進に関する活動を行う場合は、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（ワーク・ライフ・バランスの推進）

第１９条　市は、男女がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図ることができるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（教育等の分野における施策の推進）

第２０条　市は、幼稚園、小学校、中学校その他の学校及び保育園並びに社会教育及び生涯学習の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育又は学習等が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

（農林水産業、商工業等の分野における施策の推進）

第２１条　市は、農林水産業、商工業等の分野において、男女共同参画を推進するため、経営に携わる者及び従事する者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（雇用の分野における施策の推進）

第２２条　市は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

２　市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

（防災の分野における施策の推進）

第２３条　市は、防災及び災害復興の分野において、男女共同参画の視点に立った体制を確立するための措置を講ずるものとする。

（調査及び研究）

第２４条　市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

（年次報告）

第２５条　市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第４章　相談窓口及び苦情処理

（相談窓口の設置）

第２６条　市長は、性別を理由とする権利侵害等について、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者からの相談を受けるための窓口を設置するものとする。

２　市長は、前項に規定する相談を受けたときは、必要に応じて関係機関等と連携して適切な措置を講ずるものとする。

（施策に対する苦情への対応）

第２７条　市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関し苦情があるときは､市長に申し出ることができる。

２　市長は、前項の規定による苦情の申出について、必要に応じて、新発田市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

第５章　新発田市男女共同参画審議会

（新発田市男女共同参画審議会）

第２８条　男女共同参画を総合的かつ効果的に推進する上で必要な事項を審議するため､新発田市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議をし、市長に答申する。

⑴　男女共同参画の推進に関すること。

⑵　基本計画に関すること。

⑶　前条第２項に規定する苦情に関すること。

⑷　その他市長が必要と認める事項

３　審議会は、前項に規定するもののほか、男女共同参画の推進に関し市長に意見を述べることができる。

第６章　雑則

（委任）

第２９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する基本的な計画は、第１１条第１項の規定により策定された基本計画とみなす。